

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会運営要綱（案）に対する各委員からの意見と対応について（案）

- 平成 27 年 6 月 16 日（火）に開催された第 1 回会議において、本委員会の運営要綱（案）については、各委員の意見を事務局が集約のうえ、第 2 回会議までに各委員に送付し、第 2 回会議で意見を踏まえて決定することとされたところ、各委員から多数の意見が寄せられました。
- 事務局が提案していた当初の運営要綱案は、本委員会が条例に基づく常設の委員会であることを踏まえ、今後、教育委員会からの諮問があった場合にも対応できるよう構成していましたが、委員から、現委員は今回の諮問案件に関して市長から選任されたものであるとの意見や、個々の条文に関する具体の意見が寄せられた。
- 委員からの意見を踏まえ、運営要綱案について、今回の諮問案件の調査審議にのみ適用する規定に修正することとしました。
その修正を含め、いただいた意見への対応案について別紙のとおりとりまとめました。